国立大学法人東京学芸大学旅費規則の一部改正について

改正理由：内国旅費における支給額を改定し，旅費の削減及び合理化を図るため，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
第１条～第３９条　　〔省略〕 （パック商品の取扱い） 第４０条　パック商品（旅行代理店が，鉄道，船，航空機及びバス等の交通機関と宿泊施設等を一括して手配する商品をいう。）の取扱いについては別に学長が定める。 （その他） 第４１条　この規則に定めるもののほか，旅費支給については，国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及び関係法令等の定めに準ずる。 附　則 この規則は，平成27年４月１日から施行する。	第１条～第３９条　　〔省略〕 （その他） 第４０条　この規則に定めるもののほか，旅費支給については，国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及び関係法令等の定めに準ずる。

別表第１（第３条関係）

「旅行命令権者及び旅行命令又は旅行依頼を受ける者の範囲及び区分」

旅行命令権者	権限の受任者	範　囲	
		旅行命令	旅行依頼
東京学芸大学長		役員及び権限の受任者（各附属学校長を除く。）	当該部局の業務に係る役職員以外への旅行依頼
	総合教育科学系長	総合教育科学系に所属する職員及び教職大学院に所属する職員	
	人文社会科学系長	人文社会科学系に所属する職員	
	自然科学系長	自然科学系に所属する職員	
	芸術・スポーツ科学系長	芸術・スポーツ科学系に所属する職員	
	事務局長	事務局に所属する職員	
	附属図書館長	附属図書館に所属する職員	
	各センター長	各センターに所属する職員	
	各施設長		

別表第１（第３条関係）

「旅行命令権者及び旅行命令又は旅行依頼を受ける者の範囲及び区分」

旅行命令権者	権限の受任者	範　囲	
		旅行命令	旅行依頼
東京学芸大学長		役員及び権限の受任者（各附属学校長及び附属幼稚園長を除く。）	当該部局の業務に係る役職員以外への旅行依頼
	総合教育科学系長	総合教育科学系に所属する職員	
	人文社会科学系長	人文社会科学系に所属する職員	
	自然科学系長	自然科学系に所属する職員	
	芸術・スポーツ科学系長	芸術・スポーツ科学系に所属する職員	
	事務局長	事務局に所属する職員	
	附属図書館長	附属図書館に所属する職員	
	環境教育実践施設長	環境教育実践施設に所属する職員	
	教育実践研究支援センター長	教育実践研究支援センターに所属する職員	

	附属学校を所掌する副学長	附属学校運営参事，各附属学校長	
	各附属学校長	各附属学校に所属する職員	

留学生センター長	留学生センターに所属する職員
国際教育センター長	国際教育センターに所属する職員
教員養成カリキュラム開発研究センター長	教員養成カリキュラム開発研究センターに所属する職員
保健管理センター長	保健管理センターに所属する職員
情報処理センター長	情報処理センターに所属する職員
放射性同位元素総合実験施設長	
有害廃棄物処理施設長	
現職教員研修支援センター長	
学生相談センター長	
学生キャリア支援センター長	学生キャリア支援センターに所属する職員
副学長（研究等担当）	附属学校運営参事，各附属学校長及び附属幼稚園長
附属幼稚園長	附属幼稚園に所属する職員

	附属世田谷小学校長	附属世田谷小学校に所属する職員	
	附属小金井小学校長	附属小金井小学校に所属する職員	
	附属大泉小学校長	附属大泉小学校に所属する職員	
	附属竹早小学校長	附属竹早小学校に所属する職員	
	附属世田谷中学校長	附属世田谷中学校に所属する職員	
	附属小金井中学校長	附属小金井中学校に所属する職員	
	附属竹早中学校長	附属竹早中学校に所属する職員	
	附属高等学校長	附属高等学校に所属する職員	
	附属国際中等教育学校長	附属国際中等教育学校に所属する職員	
	附属特別支援学校長	附属特別支援学校に所属する職員	

別表第２（第18条，第19条，第20条，第22条，第25条関係）
内国旅行の日当，宿泊料及び食卓料

区　分	日当 （１日につき）	宿泊料 （１夜につき）	食卓料 （１夜につき）
役職員及び役職員以外の者	2,000円	10,000円	2,000円

別表第３～別表第６　　〔省略〕

別表第２（第18条関係，第19条関係，第20条，第22条，第25条関係）
内国旅行の日当，宿泊料及び食卓料

区　分	日当 （１日につき）	宿泊料 （１夜につき）	食卓料 （１夜につき）
役員の職にある者又は役員と同等である者	3,000円	13,300	3,000円
役員以外の者	2,600円	11,800	2,600円

別表第３～別表第６　　〔省略〕